

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>海外事業資金貸付保険運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 (略) <u>平成 23 年 3 月 30 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 8 条 (略)</p> <p>(外貨建対応特約の対象要件)</p> <p><b>第 9 条</b> 貿易代金貸付保険 (外貨建対応方式) 特約書の対象となる外貨は、<u>貿易保険の保険料率等に関する規程 (平成 16 年 7 月 2 日 04 - 制度-00034) (以下「保険料率等規程」という。)</u> 別表第 6 (2) に掲げる外貨とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する当該本邦法人又は本邦人以外の本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合にあつては、外貨建対応方式の対象となる外貨は、当該債券を発行する国の通貨とする <u>(但し、保険料率等規程別表第 6 (2) に掲げる外貨に限る。)</u>。</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>(保険料算定における期間計算の取扱い)</p> <p><b>第 11 条</b> 保険契約締結日が第 1 回の資金貸付を行った日 (以下この条において「貸付実行日」という。) の翌日以降となる場合の保険料率等規程 II [9] 1 (3) の規定の適用に当たっては、次の各号のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>海外事業資金貸付保険運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 8 条 (略)</p> <p>(外貨建対応特約の対象要件)</p> <p><b>第 9 条</b> 海外事業資金貸付保険 (外貨建対応方式) 特約書の対象となる外貨は、<u>アメリカ合衆国ドル又はユーロとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する当該本邦法人又は本邦人以外の本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合にあつては、外貨建対応方式の対象となる外貨は、当該債券を発行する国の通貨とする。</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>(保険料算定における期間計算の取扱い)</p> <p><b>第 11 条</b> 保険契約締結日が第 1 回の資金貸付を行った日 (以下この条において「貸付実行日」という。) の翌日以降となる場合の <u>「貿易保険の保険料率等に関する規程」 (平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。)</u> II [9] 1 (3) の規定の適用に当たっては、次の各号のとおりと</p>	

<p>第12条 ～ 第20条 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>1. この改正は、平成23年4月1日から実施する。</u></p> <p><u>2. 改正後の第6条の規定中「(日本貿易保険が必要と認めたと きは1年以上)」の規定は、平成24年3月31日までに保険 契約を締結された案件を対象に適用する。</u></p>	<p>する。</p> <p>第12条 ～ 第20条 (略)</p>	
--	-----------------------------------	--